

『事業用施設の復旧・整備を支援する制度を知りたい』

施設・設備の復旧・整備に対する補助制度

被災された中小企業等のグループなどの施設の復旧・整備、修繕に対し、補助による支援を実施します。

1. 中小企業等のグループに対する支援

■ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助

複数の中小企業等から構成されるグループ等が復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助を受けることができます。

対象となる方

複数の中小企業等から構成されるグループ、商店街振興組合、まちづくり会社等

■ 要件

- 1) グループ等の機能の重要性(以下のいずれか)
 - ① 経済取引の広がりから、地域の基幹産業・クラスター
 - ② 雇用・経済の規模の大きさから重要な企業群
 - ③ 我が国経済のサプライチェーン上、重要な企業群
 - ④ 地域コミュニティに不可欠な商店街 等
- 2) 震災による被害の大きさ
 - ・震災により事業所の全部又は一部に甚大な被害が生じていること 等
- 3) 対象地域
 - ・岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域又は福島県の避難指示区域等

■ 補助対象

震災により損壊等した施設の復旧等を支援。その際、従前の施設等への復旧では売上回復等が困難な場合には、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の実施を支援。また、商業機能の復旧促進及び賑わい創出のための事業を支援。個々の構成員の施設・設備及びグループ等の共有施設・設備のいずれも対象になります。

■ 補助率

国 1/2以内、県 1/4以内

■ 補助スキーム

補助金を受けたいグループ等は、当該グループ等の復興事業計画を作成し、県に申請します。県は要件に該当する計画の認定を行い、国から県への交付決定を受けて、補助を行います。

ご利用方法

岩手県、宮城県、福島県が申請先となります。申請については各県より公表されますので、担当窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

- ・岩手県 商工労働観光部 経営支援課 電話：019-629-5546
- ・宮城県 経済商工観光部 企業復興支援室 電話：022-211-2765
- ・福島県 商工労働部 企業立地課 電話：024-521-8653
- ・中小企業庁経営支援部経営支援課 電話：03-3501-1763